私たちにできることから⑤

# 紙（かみ）をきっちり！分けましょう。

資源になる紙を燃やしていませんか？
香南清掃組合で燃やされているゴミの約20%は紙類。
回収された紙は、ほぼ100%がリサイクルされています。
ご存じですか？

## ◆ほとんどの紙は資源ごみです！

新聞紙や牛乳パック・雑誌などはもちろん、小さな紙切れもリサイクルできます。

### 資源ごみ 【毎月２回収集】

◎小さな紙切れなどいろいろ…

・紙の切れ端　・シワになった紙
・包装紙　・お菓子などの空き箱
・ハガキ　・名刺
・封筒（フィルム部分はプラスチック：資源ごみ）
・タバコの空き箱（外装フィルムはプラスチック：資源ごみ）など…

◆ 資源ごみ袋やダンボール・紙袋などに入れて、決まった日に出してください。※雨の日は、資源ごみ袋に入れてください。

香南市ごみ冊子では、「資源ごみ袋のみ」と指定していますが、小さな紙が散乱しないようダンボールや紙袋に入れて出せるようになりました。

◎飲料紙パックなど…　香南市の牛乳パックの回収率はかなり低く、まだまだ、大事な資源が燃やされています。

紙パック

◀左のマークがある牛乳パックなどの紙容器は、良質なパルプから作られているのでトイレットペーパーやティッシュペーパーになります。

・牛乳パック６枚でトイレットペーパー１個になります。

洗って→開いて→乾かして→リサイクルに
※洗ってぬれている時に手で開くと簡単です！

◆ 集めたものをひもで十字にしばって、決まった日に出してください。
※雨の日は、資源ごみ袋に入れてください。

紙の分け方 きっちり！教えます

### 燃えるゴミ 【毎週２回収集】

・感熱紙　・写真
・裏カーボン紙
・防水加工紙　・油紙
・ティッシュ　・紙おむつ
・ノーカーボン紙
・酒パック
・汚れのひどい紙など…（食品残り・食用油・泥などで汚いもの）

◆ 燃えるゴミ袋に入れて決まった日に出してください。

個人情報が記載されている部分は切り取ったり、破るなどの工夫をして出してください。

## ◆分けるとゴミは $\frac{1}{3}$ に減ります！

家庭の「燃えるゴミ袋」の中を見てみると、意外に紙類が多く驚きます。きちんと分別すると、なんとごみの量は３分の１以下に！

## ◆わたしたちにできること…

・使い捨てをやめて詰め替え商品を利用する。
・過剰包装は断る。
・市内のフリーマーケットを利用する。
・ティッシュよりふきんやタオルを使う…など

**おわびと訂正**

先月号のこのコーナーの写真の部分で「燃やしてしまうと１袋に約28円かかります」との表示は、正しくは１Kgに約28円の誤りでした。
あなたの家庭から出される「燃えるゴミ袋」は、何Kgですか？

問い合わせ：環境対策課　☎ 57-8508

## ◆地域で環境学習会

環境問題は一人ひとりの意識から、みんなで取り組んでいくことでより効果が上がります。

５月10日（木）吉川町錦地区自治会（北村佶会長）で環境学習会が開催されました。

錦地区自治会は、地域ぐるみでごみ分別を徹底しようと計画し、市環境対策課に依頼。職員らが集会所に出向き環境問題への取り組みや身近なごみ出しのルールなどを紹介しました。

集まった約30人の住民からは質問が相次ぎ、資源袋に入れて出せる物や小さくても粗大ごみになる物などを確認し「ごみ出しのプロになれるのう」などの声が聞かれました。

## ◆出前講座いたします！

環境対策課では、ごみの出し方や分別の仕方、環境にやさしい暮らしのヒントなど、職員が集会所などに出向き、学習会のお手伝いをしています。

ご要望がありましたら、気軽に声をかけてください。

## 児童 手当制度のおしらせ

●児童手当の支給日
６月11日（月）（２～５月分）が支給日です。
個別に支払通知はしませんので通帳で入金を確認ください。

●現況届の提出期限は６月29日までです。
現況届は児童手当受給者に郵送します。届け出が遅れますと６月分以降の児童手当の支給を受けられませんので、期限までに必ず提出してください。

**対象者**

12歳到達後、最初の３月31日までの間にある児童を養育している人

**支給額**

《０歳～３歳未満》平成19年４月１日より改正
一律　10,000円（※３歳到達後の翌月からは、第１子・第２子の手当額は5,000円となります）
《３歳以上》
第１子・第２子　5,000円　第３子以降　10,000円

●申請に必要なもの
①印鑑
②申請者名義の金融機関・口座番号（郵便局を除く）
③健康保険証（サラリーマンなどの場合）
④児童手当用所得証明書（１月１日に香南市に住所がなかった人）
⑤基礎年金番号
⑥児童の属する世帯全員の住民票（市外に児童の住所がある場合）

### 平成18年４月１日より所得制限が引き上げられました！

所得制限限度額を超えたため受けられなかった人でも、新年度の所得額により限度額内になる場合があります。その場合、新たに認定請求書を提出する必要があります。所得額を確認のうえ、申請してください。

（単位/万円）

| 扶養親族などの数（税の扶養控除されている人数） | 自営業者（国民年金加入者） | サラリーマン（厚生年金等加入者） |
|---|---|---|
| | 所得額 | 所得額 |
| ０人 | ４６０ | ５３２ |
| １人 | ４９８ | ５７０ |
| ２人 | ５３６ | ６０８ |
| ３人 | ５７４ | ６４６ |
| ４人 | ６１２ | ６８４ |

■申請は市役所保険医療課・各支所まで
■問い合わせ　保険医療課 児童手当係 ☎ 57－8510